

測量業務，建設コンサルタント業務，地質調査業務又は 補償関係コンサルタント業務の委託契約における 最低制限価格制度の実施について

○趣旨

取手市では，品質の確保や適正な契約の履行，そしてダンピング対策及び受注業者における従業員の賃金の確保等々を目的として，業務委託契約において，最低制限価格制度を導入することとしました。

○対象

測量業務，建設コンサルタント業務，地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約で，予定価格（税込）が500万円以上のもの。

○最低制限価格の算定式

全ての入札に係る入札価格（無効入札及び予定価格を超過した入札を除きます。）の平均額に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合にあっては，その端数を切り捨てた額とします。）を最低制限価格とします。

※最低制限価格は，入札の執行後において当該入札の一部が無効となり，又は落札者が失格であることが明らかとなった場合であっても，変更しないものとします。

○落札者の決定

最低制限価格を下回る価格をもって入札した者については落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

【問合せ先】

〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

茨城県取手市役所 財政部管財課 契約係

T E L 0297-74-2141

F A X 0297-72-2682

E-MAIL kanzai@city.toride.ibaraki.jp